

名古屋大学≪シンクロトロン光研究センター・助教≫公募要領

1	募 集 件 名	助教の公募	
2	募集者の名称	国立大学法人東海国立大学機構	
3	所 属	シンクロトロン光研究センター	
4	募 集 内 容	[職務内容（業務内容、担当科目等）] ・シンクロトロン光源などの加速器に関する研究、教育。主にあいちシンクロトロン光センター光源加速器の高度化に関する研究、開発および加速器の運転、性能維持を行うとともに、工学研究科大学院学生の教育、研究指導、工学部学生の教育にも協力していただきます。 ・工学部・工学研究科を兼務の予定。 （シンクロトロン光研究センターおよびあいちシンクロトロン光センターの詳細については、http://www.nusr.nagoya-u.ac.jp、http://www.aichisr.jp をご覧ください） （変更の範囲） ・東海国立大学機構が指定する業務 [勤務地] （雇入れ直後）愛知県瀬戸市南山口町250-3 （変更の範囲）東海国立大学機構が指定する就業場所 [募集人員] 助教・1名 [着任時期] 2027年4月1日	
5	募 集 研 究 分 野	大分類	総合理工
		小分類	量子ビーム工学
6	勤 務 形 態	常勤（任期付） 契約期間：期間の定めあり（採用日から2031年3月31日まで） 試用期間：あり（採用日から6か月） 契約の更新可能性：なし 通算契約期間：東海国立大学機構教員の任期に関する規程の定めるところによる。 https://public1.legalcrud.com/thers_ac/act/110011019.html	
7	応 募 資 格	[必要な特定分野の資格・条件（学位などを含む）・専門性等の詳細] ・博士の学位を取得した者または博士の学位取得が確実な研究者で、上記内容の業務に専念できる者。 ・大学院及び学部における教育に熱意と責任感を持ち、協調性をもってあたる人物	
8	待 遇	[採用後の待遇（給与、勤務時間、休日、保険等）] ・東海国立大学機構職員就業規則の定めるところによる。 https://public1.legalcrud.com/thers_ac/act/110010928.html ・給与は東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用教員給与規程において定める年俸制とする。 https://public1.legalcrud.com/thers_ac/act/110001585.html	

		・専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分働いたものとみなされる。 ・休日：土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ・加入保険：文部科学省共済組合、厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険 ・受動喫煙防止措置：原則としてキャンパス内は喫煙禁止
9	応 募 期 間	2026年7月13日～2026年9月30日
10	応 募 ・ 選 考 結 果 通 知 連 絡 先	[応募方法（提出書類の送付先）] 1. 履歴書（形式自由、写真貼付、E-mail アドレス記載）1部 2. 研究業績リスト ①学術雑誌論文、②国際会議論文、③総説・解説・著書など、④国内外口頭発表、⑤その他（受賞、獲得研究費（研究題目、研究期間、獲得金額、代表・分担を明記）、特許等があれば区分して記載） 3. 主要論文コピー（5編以内） 4. 今までの研究概要および着任後の抱負（各々A4用紙2頁程度） 5. 教育についての実績と抱負（A4用紙2頁以内） 6. 応募者について照会可能な方2名の氏名と連絡先 ※郵送の場合は、簡易書留郵便で送付してください。また、封書表に「応募書類在中」と朱書 以上の書類を、応募期間内（必着）にEメールにて提出ください。 なお、受け取りの確認メール（受領後1週間以内に連絡）を必ずご確認ください。 提出先：名古屋大学シンクロtron光研究センター センター長 高嶋 圭史 E-Mail：takashima.yoshifumi.a5@f.mail.nagoya-u.ac.jp 問合先：名古屋大学シンクロtron光研究センター センター長 高嶋 圭史 TEL 052-789-5687 E-Mail：takashima.yoshifumi.a5@f.mail.nagoya-u.ac.jp [選考内容（選考方法、採否の決定）] ・書類選考の上、面接を実施。 ・面接実施者については、電話で連絡を行う。
11	そ の 他	・名古屋大学は業績（研究業績、教育業績、社会的貢献、人物を含む。）の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用します。 ・提出された書類については、本選考以外の目的には使用しません。 ・応募書類は、本選考委員会が責任を持って処分し、返却しません。 ・面接に要する交通費は支給しません。 ・2021年11月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、採用にあたっては「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。 ・本学では、多様性の推進やワークライフバランスの促進に、積極的に取り組んでいます。詳細については以下のURLをご覧ください。 ジェンダーダイバーシティセンターWeb サイト：

	https://www.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp/ ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン&ビロッキング (Diversity, Equity, Inclusion & Belonging: DEIB) 推進宣言： https://www.thers.ac.jp/about/declaration/deib/index.html ・ 出産・育児・介護・病気等の理由により、過去に研究活動を中断・遅延した期間があれば、その点を履歴書に記載することができます。本学ではそれを記載したことにより、不当な評価を受けることはありません。
--	--